

木造住宅の

除

却

費

補助制度あるよ!



上限45万円 補助します!

小田原市は、安全・安心に住み続けられるまちづくりを目指し、旧耐震の木造住宅の建替え等ができるように補助事業を行っています。

耐震性がない木造住宅は、大きな地震が起きた時に、周辺へ及ぼす被害も大きいので、一度ご検討してみてください。

除却工事 申請の流れ

STEP 1
補助金申請

提出書類をチェックリストで確認!

申請前に市職員
が耐震性の確認
をするよ!

STEP 2
小田原市審査

審査期間は、1か月程度かかる

STEP 3
除却工事

申請時と内容が変わる際は、変更申請が必要になる!

STEP 4
実績報告

解体中の写真が必要!
地中内の写真は忘れやすいから注意



関連ホームページや関係書式はこちらから

小田原市 耐震 補助

Q 検索

click!!

▲ 木造住宅耐震診断費・耐震改修費補助金



問合せ先



小田原市都市部建築指導課指導係

TEL: 0465-33-1433

除却工事

申請期間

5月上旬から11月末まで

補助額 上限**45万円**

これが対象です！

費用の2分の1を補助

所有者が
申込できるよ



- ① 緊急輸送路に面する住宅
- ② 防火地域内にある住宅
- ③ 空家等対策支援システムに登録済の空家

※補助額は建築物の解体費を対象としております。塀や樹木等の外構撤去費は対象ではありませんので、ご注意ください。



補助対象建築物(下記のいずれにも該当するもの)

- 当該住宅が昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、当該店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
 - 当該住宅が昭和56年6月1日以後に増築又は改築の工事に着手していないものであること。ただし、増築に係る部分の床面積が既存建築物の延べ面積の2分の1以下の場合を除く。
 - 当該住宅が市内に存在する地上2階建て以下の木造建築物であり、個人が有するもの。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く。
 - 当該住宅の耐震診断の評点が1.0未満もしくは地方公共団体が倒壊の危険性があると判断したものであること。
 - 次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当するものであること。
 - （ア）緊急輸送道路に面する住宅であり、倒壊時に道路に影響を及ぼす可能性があること。
 - （イ）都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域内にある住宅であること。
 - （ウ）空家等対策支援システムに登録された空家等であること。
- ※空家等対策支援システムへの登録の確認は都市政策課へ TEL：0465-33-1307

※建築士紹介窓口については、HPをご確認ください。

※上記、事業や補助金の詳細な内容・要件はHPをご確認ください。

※工事の実績報告には、写真が必要になります。詳しくは、HPをご確認ください。

※申込の状況によって申請期間内でも締め切らせていただく場合があります。